

令和8年度障がい者雇用機会拡大推進事業業務委託仕様書

1 業務の目的

障がい者雇用に取り組む企業や、雇用されている障がい者の様子を撮影した動画を作成し、県内の特別支援学校の生徒や県内企業の採用担当者等に視聴してもらうことで、雇う側・雇われる側の双方に障がい者の雇用や就職について身近に感じていただき、障がい者の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 動画の規格

4種類（10分バージョンと5分バージョンの2本ずつ）、計8本の動画を作成すること。

(2) 動画の内容

プロポーザルでの提案内容を基に、県と協議を行った上で内容を決定し、動画の構成を作成する。なお、以下の内容を動画に反映させること。

- ・障がい者雇用について、より身近なものとして感じさせる工夫をすること。
- ・より多くの方が共感できるよう、動画ごとに出演する障がい者の障がい種別や企業の事業内容を分けて作成すること。
- ・障がい者と企業のインタビュー映像を動画内に含めること。
- ・動画を見た障がい者が障がい者の就業について理解を深め、就職したいと思えるような構成とすること。

(3) 動画の作成

- ・作成する動画の内容や撮影する企業等については、撮影の前に県と十分な協議を行った上で決定する。
- ・データ等については、必要に応じて県から提供するものとする。なお、必要に応じて編集、加工すること。
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉等は、原則として受託者が行うこととする。
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な一切の費用負担は本委託業務に含むものとする。
- ・動画の加工、編集、音楽、ナレーション、字幕、テロップの挿入等の編集作業を行い、完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けるものとする。

3 成果品

(1) 成果品及び納品媒体等

① DVDディスク

原盤を1枚、複製ディスクを4枚作成すること。また、盤面は映像の内容が分かるようなデザインとし、ケースは市販の透明なプラスチックケース（個装できるもの）とすること。

② データメディア（DVD-R等）

ファイル形式は、YouTubeでの再生及びDVDドライブ付きパーソナルコンピュータでの再生及び複製が可能なデータ形式とすること。

③ 委託業務により使用した写真等の素材を記録したCD-R等（1枚）

(2) 納品期限

令和9年3月19日(金)

(3) 納品場所

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

4 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。